

二地域居住アーティスト・イン・レジデンス調査構築事業業務委託
仕 様 書

1 目的

広野町では、「第二期広野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」および「広野町移住・定住促進中期戦略」に基づき、若者世代の経済基盤の安定化や安心して子育てできる環境づくりを進め、移住者獲得を目標としている。

また、まちづくりの方針の一つとして「アートによるまちづくり」を掲げ、「ひろの童謡まつり」やアートイベントの開催を通じて交流人口の拡大に取り組んできた。その一環として、令和4年度には「二地域居住アーティスト・イン・レジデンス調査構築事業」を実施し、広野町におけるアーティスト・イン・レジデンス（以下「AIR」とする。）のあり方を検討した。令和5年度以降は公募型 AIR 事業を実施し、令和6年度には育児や介護等によりキャリア形成の機会を得にくいアーティストを対象とした公募を行い、多数の応募を得て3名のアーティストを採択、成果発表会を通じて町民との交流を深めた。

今年度は、令和6年度事業を継承しつつ「首都圏（1都3県を想定）に居住し、育児や介護等を経験した、または将来的に広野町での移住・二地域居住を検討しているアーティスト」を対象とした公募型 AIR 事業を実施する。アーティストは居住地と広野町を往復しながら個人またはグループで作品を制作するほか、アーティストとしての生計の立て方や地方拠点の利点に関する講師を招き、「移住・二地域居住プラン作成ワークショップ」を開催することで、広野町での具体的な活動や居住のイメージ形成を促進する。

2 業務の名称

7 広復企委託第8号_アーティスト・イン・レジデンスによる地域交流活動等実施事業業務委託

3 業務の期間

契約締結日の翌日から令和8年3月25日（水）まで

4 業務の内容

（1）テーマ設定

広野町民が関心を持てるテーマを設定すること。なお、テーマの設定は町との協議により行う。

（2）公募資料の作成・公開

事業実施に必要な「公募資料」を作成し、専用ウェブサイトで公開すること。また、多くのアーティストの応募を促すため町ウェブサイトだけでなく、アーティストが閲覧する各種ウェブサイトや SNS を活用して情報発信を行う。さらに、過去参加者や広野町に縁のあるアーティストにも直接周知を行うこと。

公募期間中は、質問への回答公開など、適切で継続的な情報発信を行うこと。

(3) 一次審査の実施

事務局は応募書類を所定の基準で採点し、「選定委員会（二次審査）」へ推薦する候補者を絞り込む。候補者は町との協議を経て正式に決定し、氏名や経歴が特定されないよう統一フォーマットで資料を作成すること。

(4) 二次審査の実施

招聘するアーティスト（最大3組予定）を選定するために、町民を含む「選定委員会（二次審査）」を開催すること。審査員には必ず「広野町民（広野町従業者を含む。）」を加えること。

(5) アーティストとの事前調整

選定委員会で決定したアーティストと連絡を取り、令和8年3月20日までにAIRを終えるスケジュールを調整すること。

また、滞在制作を円滑に進められるよう、移動や資材調達等を支援できる体制を事前に構築すること。

(6) AIR 事業の実施

ア 「移住・二地域居住プラン作成ワークショップ」の開催

招聘アーティストを対象に、広野町での移住・二地域居住を具体化するプラン作成ワークショップを開催すること。講師には、既にアーティストとして一定の収入を得ている者や地方で拠点を持つ者を招聘し、実践的な議論を行う（町内で2回程度開催）。記録を取り、報告書に反映すること。

イ 二地域型アーティスト・イン・レジデンスの実施

アーティストが居住地と広野町を往復しながら作品制作を行えるよう支援すること。また、町民向けや児童・生徒向けのワークショップ開催を希望する場合は、関係団体と調整のうえ実施できるよう取り組むこと。

ウ 完成報告会の開催

制作作品を町民に披露する「完成報告会」を町内で開催すること（完成報告会は令和8年3月20日までに実施）。

(7) 情報発信

本事業に関する情報発信を、専用ウェブサイトやSNSを通じて適宜発信すること。レジデンス開始前は、事務局がアーティスト紹介等の発信を行い、町民の関心を高める。滞在中は

アーティストと協力し情報発信を行い、シンポジウム等の告知・結果報告も実施すること。

(8) 報告書の作成

本事業の実施状況をまとめた報告書を作成すること。

5 実施体制

業務実施にあたり町と密接に連携し、必要に応じ説明・報告を行うこと。実施体制は以下の要件を満たすこと。

- (1) 連絡窓口を一本化し、担当者は業務全般を把握すること。
- (2) 円滑な業務遂行が可能な体制を構築し、必要に応じ専門家等の協力を得られること。
- (3) 業務上知り得た個人情報や秘密を漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。
- (4) 必要な資料のうち町が所有し提供可能なものは貸与する。
- (5) 本仕様に記載のない事項は、町との協議を経て指示に従うこと。

6 業務の報告

受託者は事業完了後、募集結果を含む業務成果報告書を速やかに提出すること。また、契約期間中、町が必要と認めた場合は、業務運営状況に関する報告を行うこと求めること。

- (1) 完了届
- (2) 成果品（3部）
 - ・実施報告書（概要、スケジュール、AIRの様子、課題分析、改善点を含む）
 - ・応募者の書類一式（応募者ごとに整理。翻訳は不要）
 - ・アーティスト説明会の動画データ
 - ・上記電子データ一式（DVD-ROMに格納）